

各県立学校長 様

埼玉県教育委員会教育長

まん延防止等重点措置期間再延長に伴う県立学校の対応について（通知）

日頃より新型コロナウイルス感染症の対策について、適切かつ迅速な対応をいただいていることに感謝申し上げます。

令和4年1月19日に国から発出された、まん延防止等重点措置（2月10日に期間延長）については、陽性者の減少が鈍化していることや、医療体制のひっ迫を招きかねない状況が続いていることから、令和4年3月4日に国において同措置の期間再延長が決定されました。

これに基づき、本県では、同日、新型コロナウイルス対策本部会議が開かれ、「まん延防止等重点措置期間再延長に伴う県立学校の対応について」（別添資料1）が決定されました。県教育委員会として、「感染拡大防止を第一としつつ、対策を徹底し、最大限可能な範囲の教育活動を継続」を基本方針としていきます。

各学校においては、このことを踏まえ、下記のとおり対応願います。

記

1 臨時休業・出席停止措置による感染拡大防止について

感染力が強いオミクロン株の影響を受ける中、当面の間は、令和3年8月30日付け教保体第942-1号「県立学校における当面の臨時休業等の目安について（通知）」（別添資料2）で設定した目安を適用するため、令和4年1月17日付け教保体第1531-1号「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインの再周知等について」（別添資料3）を改めて確認しておくこと。

なお、教育活動の継続に当たり、陽性者発生時の適切かつ迅速な臨時休業や出席停止の措置が必要となることから、陽性者が確認され次第、速やかな県への報告を徹底すること。

2 授業等における対応について

上記1の陽性者発生時の初期対応を徹底し、学習活動を実施すること。

(1) 必要に応じてオンライン学習を活用

ア 県立中学校及び高等学校においては、通常登校とする。

ただし、感染リスクを可能な限り低減しつつ、学校教育活動を継続するため、学校や地域の感染状況等を踏まえ、必要に応じて、始業時刻の繰り下げや短縮授業、

オンライン学習を活用した分散登校を行うこと。

なお、学級閉鎖等の際は、オンラインを活用して学習保障を行うこと。

イ 県立特別支援学校においては、職業学科・高校内分校において生徒の通学方法等、学校の実情に応じて始業時刻の繰り下げ等を行うこと。職業学科・高校内分校以外の特別支援学校において、公共交通機関を利用している児童生徒については、地域の状況、障害の実態を踏まえて対応すること。また、学級閉鎖等の際は、児童生徒の障害の状況に応じてオンライン等を活用して学習保障に努めること。

(2) 授業における留意事項

感染防止対策を講じてもなお感染のリスクが高い活動については行わないこと。

なお、専門学科において実習等を行う場合は、換気や衛生管理を徹底し、多くの生徒が密集しないように配慮すること。

ア 長時間、近距離で対面形式となるグループワーク及び近距離で一斉に大きな声で話す活動

イ 音楽における近距離で行う合唱及び管楽器演奏

ウ 家庭科における調理実習

エ 理科における近距離で活動する実験及び観察

オ 保健体育における、密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする運動、発声を伴う運動（声を発しながらランニングを行う等）

カ 県立特別支援学校の生活単元学習等における調理実習、専門教科及び作業学習における外部の方を対象にした活動

(3) 直行直帰の徹底

登下校の際は、直行直帰を徹底するよう指導すること。

3 学校行事について

各学校行事を実施する際は、感染防止対策を踏まえ、行事の内容や開催方法等について工夫すること。

(1) 修学旅行等の校外行事

修学旅行・遠足等の校外行事は、目的地の状況、児童生徒の心情等を踏まえ、保護者の十分な理解を得て、延期又は中止を含めて実施の可否を慎重に判断すること。

(2) 卒業式及び入学式

卒業式及び入学式については、令和4年1月20日付け教高指第2226号（別添資料4）「4（3）令和3年度卒業式について」を参照すること。

また、卒業式後の集まりや会食等を自粛すること。

(3) 終業式、修了式及び始業式等

複数の学年の児童生徒が一堂に集まって行う場合は、換気の徹底、身体的距離の確保、近距離での会話や発声などの密接場面を作らない、時間を短くする等、感染防止対策を徹底すること。

なお、校歌等については、飛沫感染防止の観点から歌唱は控えるなどの工夫も検討すること。

4 部活動について

活動の制限を段階的に緩和する。

ただし、部活動内で新型コロナウイルス感染症の陽性者が確認された場合は、原則1週間活動を停止すること。

< 3月7日（月）から21日（月）まで >

活動日数	活動時間	校外活動 (合同練習・練習試合等)	泊を伴う活動
週4日以内 (平日のみ)	2時間以内	禁止	禁止

- (1) 必要に応じて活動時間や活動内容の見直しを行い、事故防止や感染防止の対策を講じられない場合は、活動を行わないこと。
- (2) 活動に際しては、生徒や保護者への連絡等を確実にいき、感染への不安等から活動への参加をためらう生徒に対して、安心して参加しない選択ができる環境を整えること。(参加を強制することや、参加しない生徒が不利になるような不適切な対応は、絶対に行わない。)
- (3) 更衣場面、休憩場面、活動前後、下校時等における感染防止対策を徹底すること。
- (4) 全国大会や関東大会(その予選会を含む)、県内公式大会(県高等学校体育連盟が主催・共催)及びコンクール(定期演奏会を含む)に出場する場合は、大会開催初日の14日前から「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」に基づく活動ができるものとする。

ただし、他校との合同練習や練習試合は行わない。

< 3月22日（火）から(学年末休業・春季休業期間中を含む) >

- (1) 「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」(以下、県方針)に基づく活動とする。(土日いずれか1日も可とする。)
- (2) 各種大会やコンクールへの参加についても、県方針に基づいた参加を可能とするが、感染拡大状況や各大会等の感染防止対策等を確認した上で、校長が適切に判断すること。
- (3) 泊を伴う活動は、遠隔地で開催される全国大会(コンクール)等に出場するために、大会前日に現地に到着していなければ準備が間に合わない状況などのやむを得ない場合のみとし、目的地の状況や感染防止対策等を踏まえ、校長が実施の可否を判断すること。
- (4) 練習試合等は自校を含めて2校までとする。その際、県境をまたいでの活動については、慎重に判断すること。

5 教職員・児童生徒のワクチン接種について

- (1) 教職員(小・中・高・特支)の追加接種を促進

教職員のワクチン接種については、居住市町村などが行う個別接種のほか、埼玉県ワクチン接種センターでの接種など、複数の選択肢の中から、適切な機会を選び、可能な限り早期に接種できるよう、接種を希望する教職員に対し改めて周知すること。

また、各学校においては、授業変更や業務分担の工夫等により、校内の体制を整えるなど、希望する教職員が速やかに接種を受けることができるよう配慮すること。

(2) 安心して接種できる環境と適切な配慮

児童生徒及び保護者、教職員に対して、ワクチン接種についての正しい理解の周知を図ること。

また、児童生徒の新型コロナワクチンの接種に伴う出欠等の取扱いについては、令和4年2月25日付け教保体第1767号（別添資料5）、教職員の服務については、令和3年6月10日付け教県第281号（別添資料6）を参照し、希望する者がワクチン接種を受けやすい体制整備を行うこと。

特に、ワクチン接種を受ける又は受けないことによる差別等が起きることのないよう指導等に留意すること。

6 学校外での感染防止について

長期休業期間（学年末休業及び春季休業期間）を含めて、家庭や学校外での感染防止を図るため、次の内容について保護者等に協力を依頼すること。

- (1) 規則正しい生活習慣の徹底
- (2) 基本的な感染防止対策の徹底
- (3) 日々の健康観察の徹底
- (4) 児童生徒が陽性者や濃厚接触者となった際の学校への報告の徹底

7 その他

(1) 入学許可候補者説明会及び教科書販売について

感染防止対策を徹底し、時間短縮や運営方法を工夫すること。

また、陽性者や濃厚接触者となり、当日参加できない入学許可候補者に対しては、個別に説明をするなど、柔軟に対応すること。

なお、教科書販売については、新年度当初には確実に生徒の手に渡っているよう、教科書取扱書店と販売の日程や方法について確認及び調整すること。

(2) 令和4年度年間行事予定について

各学校行事を計画する際は、実施する時期や開催方法等について、行事の目的や感染拡大防止の観点を踏まえた上で計画すること。その際、今後の感染状況等により急な変更や中止をせざるを得ない場合があることを想定し、柔軟な対応がとれるよう共通理解を図っておくこと。

なお、現時点でキャンセル料の予算措置の見込みはないので留意すること。

(3) オンライン学習を実施するにあたっての留意点

オンライン学習を実施するにあたっての留意点や教材作成のための参考情報などは、学校間ネットワークのICT教育推進課ポータルサイトや県立総合教育センター家庭学習支援サイトを参考にすること。また、ICT環境や技術などに関する個別の課題や技術的に不明なことについては、ICT教育推進課のWEB相談窓口を積極的に活用すること。

8 別添資料

- (1) 令和4年3月4日開催 新型コロナウイルス対策本部会議資料（抜粋）
「まん延防止等重点措置期間再延長に伴う県立学校の対応」
「県立学校における陽性者発生時の感染拡大防止対策」
- (2) 令和3年8月30日付け教保体第942-1号
「県立学校における当面の臨時休業等の目安について（通知）」
- (3) 令和4年1月17日付け教保体第1531-1号
「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインの再周知等について」
- (4) 令和4年1月20日付け 教高指第2226号
「まん延防止等重点措置に伴う県立学校の対応について（通知）」
- (5) 令和4年2月25日付け 教保体第1767号
「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の幼児児童生徒に対する実施についての学校等における考え方及び留意点等について（通知）」
- (6) 令和3年6月10日付け 教県第281号
「職員の新型コロナワクチン接種に係るサービスの取扱いについて（通知）」

【感染防止対策に関すること】

担 当 保健体育課 健康教育・学校安全担当
電 話 048-830-6963

【体育の授業・運動部に関すること】

担 当 保健体育課 学校体育担当
電 話 048-830-6947

【学習指導・文化部に関すること】

担 当 高校教育指導課 教育課程担当
電 話 048-830-7391

【ICT活用に関すること】

担 当 ICT教育推進課 ICT教育指導担当
電 話 048-830-6625

【特別支援学校に関すること】

担 当 特別支援教育課 特別支援学校教育指導担当
電 話 048-830-6886

【教職員のワクチン接種に関すること】

担 当 福利課 健康づくり・メンタルヘルス担当
電 話 048-830-6971

【教職員のサービスに関すること】

担 当 県立学校人事課 学事・働き方改革担当
電 話 048-830-6735